

# 市政ニュース

昭和49年4月15日

326号

1部4円

発行所 五所川原市役所



「交通事故で親を失った子供さんを励ます会」が、このほど交通安全母の会の主催で開かれました。会場の市中央公民館には、お母さんやおねえさんにつれられた20人の子供たちが集まり、佐々木市長ら来賓から励まされたあと、昼食をしながら歌や遊戯で楽しいひとときを過ごしました。

市では、国民健康保険の七割給付（乳児、妊産婦

高齢者を除く）を實施しておりますが、最近の社

会情勢の急激な変化から交通事故などの災害や難

病、奇病などにみまわれ多額の医療費に苦しむ人

々を救うため四月一日から国保の「高額療養費支

給制度」を實施して、います。

### ▽支給の要件

この制度の實施により、ガンなどの難病でひとり月数十万円の医療費がかかっても三万円の自己負担ですむこととなります。

被保険者（ひとり）が、同じ医療機関で月内に保険医療に要した自己負担額が三万円をこえる場合。ただし、世帯員間の合算はできません。また、入院と外来、内科と歯科は区別されず。

### ▽支給額

支給の要件で定める保険医療（保険がきくということ）に要した費用のうち、自己負担分から三万円を差し引いた額。

たとえば、医療費が三十万円の場合は、保険給付の七割（二一万円）を除いた九万円（これまでの自己負担分）のうち六万円が高額療養費として支給され、残り三万円が自己負担になります。また保険対象外の差額室料や歯科の差額徴収は対象になりません。

### ▽支給の方法

受給該当者の請求にもとづき市健康年金課の窓口で支給されます。このため、いったん医療機関の窓口で

自己負担分の全額を支払い、後日市に請求することになります。これは、医療機関から出される「診療報酬請求明細書」（通称レセプト）により支払いされますので、実際に支払われるのは診療をうけた月から二カ月後になります。

なお、「老人医療」の受給該当者はこれまでどおり

## 国保税を引上げへ

市の保険税は、昭和四十五年度の改訂以来三カ年間で据え置かれておりますが、その間四十七年二月と四十九年二月の二回にわたる医療費の引き上げや老人医療費、妊産婦医療費の無料化などにより、年々医療費の支払額が増加しております。

たとえば、昭和四十五年度を一〇〇とすると、四十八年度では医療費が一九〇、保険税が一三六にあたり、医療費の伸びに保険税収入が追いつけず、年々国保事業の台所が苦しくなっています。

さらに、四十九年度からは待望の「高額療養費支給制度」の實施と、助産費、葬祭費の引き上げをはかることになり、現在のままで赤字運営になります。

### 市政ダイヤル

その日の  
行事や予定は



国保事業は、加入者の納める税金と国、県の負担金や補助金でまかなわれておりますが、医療費の増加分に見合う一定の額は、加入者の皆さんに負担していただかなくてはなりません。そんなわけで、ことしの保険税はやむなく引き上げざるをえなくなりましたので、国や県の指導のもと市議会の議決を得て次のように改めましたので、何分のご理解とご了承をお願いします。

	改訂前	改訂後
所得割	3.4 100	4.7 100
資産割	36 100	据置
均等割	900円	1300円
平等割	1800円	2500円

市の四十九年度の一般、特別会計予算は、三月の第一回定例市議会で可決され、一般会計予算の総額は、前年度(当初)より五億一千六百万二千円多い三十三億三千五百八十二万九千円(伸び率一八・三%)と決定しました。

佐々木市長は、その所信表明のなかで予算編成の一端を明らかにしていますが、健全財政を堅持しながら、市民の期待に応えるべく、「市民福祉の充実と環境の整備」を新年度の施策の重点においております。

しかし、「企業、特別会計など本来独立採算の性格の強い事業が社会の激変により、必要最少限度の料金引き上げを余儀なくされた」ことで、今後経営意識を厳しく律し、行政効率の向上に努めます。

「過去三年余にわたり実施してきた公共料金凍結に則り、今後とも使用料、手数料などを凍結し、市民生活の安定に努力し」また「昭和四十四年から市民税の減税以来、順次税率の引き下げを実施してきましたが、四十九年度も固定資産税の税率を引き下げるとともに小規模住宅用地にかかる税の軽減をはかり」物価の高騰に圧迫されている市民の負担を軽くすることに配慮しております。

以下、四十九年度の主な事業を紹介し、みなさんのご協力をあおぎたいと思います。

### 市議会第一回 定例会

四十九年度の市議会第一回定例会は、三月十四日から十四日間開かれ、四十九年度各会計予算をはじめ議案三十件が可決されたほか、請願五件、意見書二件も審議されました。

その主なものは次のとおりです。

- △(四十八年度補正予算) 一般会計 一億四千五百六十二万円を追加、予算総額は三十二億四千三百六十四万一千円に。
- △国民健康保険事業勘定特別会計 四千四百八十九万一千円を追加、予算総額六億七千五百五十二万円。
- △高等看護学院特別会計 六十万五千円を減額、予算総額は一億一千二百七十四万二千円。

△水道事業会計 資本的支出に二百万円追加。

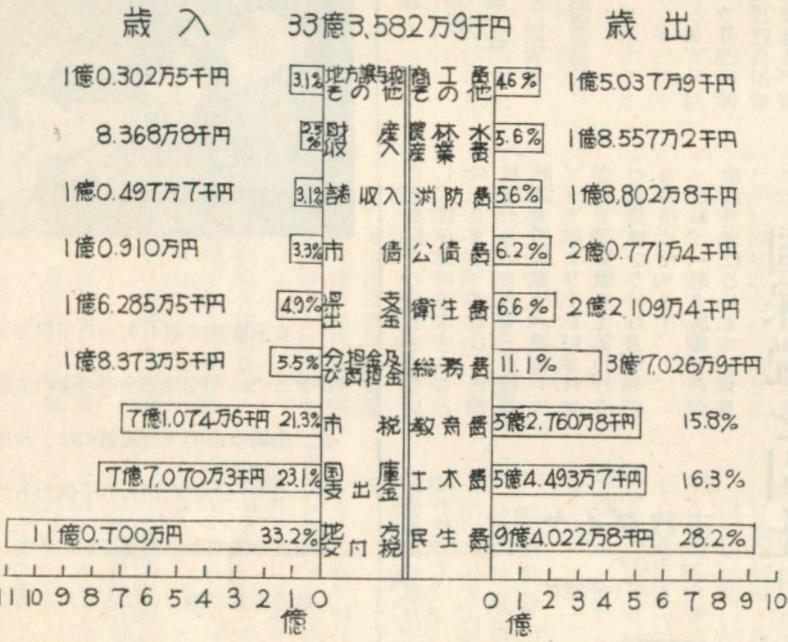
△病院事業会計 収益的収入二千四百二十九万二千円追加、総額九億七千五百三十七万二千円、支出三千六百三十一万五千円追加、総額十億一千三百八十八万五千円、資本的収入二千三百七十六万四千円追加、総額一億五千四百七十七万四千円支出九百二十八万五千円減額、総額一億五千六百六十三万円。

- △国民健康保険条例の一部改正(国民健康保険の高額療養費支給制度を四月から実施)
- △森の家設置条例制定(特定目的住宅に入居している老人、身体障害者、母子家庭等のために「森の家」を建設し、福祉の増進に寄与する)
- △水道事業給水条例の一部改正(水道料金を引き上げ)

△市税条例の一部改正(国民健康保険の所得額の割合、均等割額、平等割額の引き上げ、都市計画税の課税区域の拡大、固定資産税の税率の引き下げ)

- △火葬場に関する条例の一部改正(市火葬場の使用料を無料とする)
- △松島団地排水施設管理條例の一部改正(排水施設使用料の住民負担の軽減をすため料率を引き下げる)
- (請願) △道路の市道編入に関する請願(採択)
- △公共料金の値上げ案反対に関する請願四件(いずれも不採択)
- (議員提出) △水道事業に対する財政援助措置の強化に関する意見書(可決)
- △現行失業保険法改正反対に関する意見書(可決)

### 昭和49年度一般会計予算



## まるのゆくえ 整備

### 独居老人に給食

△公営住宅の建設 一億百八十万円(特定目的住宅二二戸、老人住宅六戸、身障者住宅四戸、母子住宅一)

△老人クラブに対するテレビ助成三十四万円▽生活保護家庭に対する水道料助成分の助成 二十五万円▽

担、長期療養者への法外援助の新設、寝具乾燥の新設。ただし安全杖の交付、インターホンの設置は昨年と同じ)

▽消防庁舎の建設(継続) 一千六百五十二万円

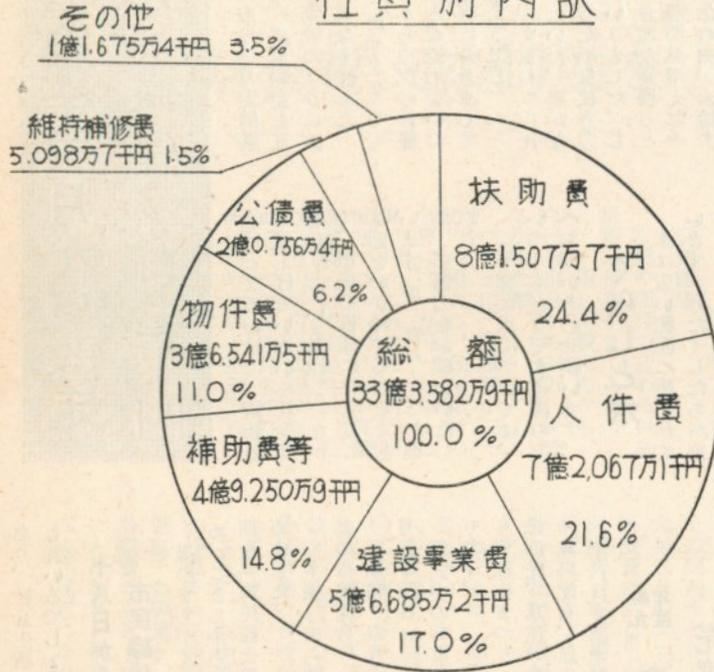
▽消防施設の充実(黄成

# 49年度市の一般特別会計予算決

## 33億3千5百万円

### 市民福祉の充実と環境の

### 性質別内訳



### 会計別内訳

一般会計	33億3,582万9千円
特別会計	
市立高等看護学院会計	1,709万7千円
国民健康保険事業勘定会計	8億4,773万円
公共用地取得事業会計	2億円
水道事業会計	
収益的収入	1億5,003万6千円
収益的支出	1億5,003万6千円
資本的収入	0
資本的支出	2,414万6千円
病院事業会計	
収益的収入	10億7,104万円
収益的支出	10億7,104万円
資本的収入	5,101万円
資本的支出	5,101万円

### 中央小を増築

<教育の向上>

△第二中学校の建設(継) 四千万円  
 △中央小学校の増築 三千二百八十八万円  
 △第三中学校プールの建設 七百七十万円  
 (ことばの教室の開設、高等看護学院の充実)

二戸)  
 △「森の家」充実費 百五十万円  
 △みどりの奉仕員 百四十二万円

ひとり暮らし老人への給食 十九万円  
 △身障者補装具の修理負担免除など 八万円  
 (国保助産費の引き上げ、国保高額医療の公費負担)

車一台、小型動力ポンプ三台、ホースその他) 六十二十六万円  
 (市民火葬場使用料を無料化)

△環境の整備  
 △水資源の確保(浅瀬石ダムから一八、〇〇〇トン確保) 四百二十八万円  
 △下水道の基本調査委託料 四百九十三万円  
 △生活道路の整備 一億五千六百万円  
 △街路整備事業 二千二百三十四万円  
 △交通安全施設の充実 五百万円  
 △区画整理事業(第一工区) 一億三千七百八十八万円

△は場整備(調査計画) 事業助成 一千八百八十万円  
 △新農業センター整備 一千六百万円  
 △農道整備事業 三千七百六十万円  
 △国土調査 九百六十万円

△災害復旧事業 七百九十九万円  
 △農免道路整備 五百五十三万円  
 △水稲種子更新補助、中小企業対策としての子託金の増額 五千三百万円  
 △河川公園の整備 一千四百三十一万円  
 △フラワーセンターの整備 四百三十一万円  
 △運動公園設計 四百七十九万円

### 生活道路を整備

# 水道料金五月から改定

## 家庭用基本料は三百七十円

五所川原市の三月定例議会において、水道料金を五月一日から別表のように改定することになりました。

水道事業につきましては、日ごろから市民の皆様いろいろなところご協力をいただき、水道課におきましても経営業務の改善に努め、企業努力を重ねて市民の皆様にはきついで、豊かな水を供給するため日夜努力を注いでまいりました。しかし市勢の急激な発展とともに、水の需要が増えたのに対処するためや、未給水地域の解消のための設備投資などに多くのお金を費やしたことにより、元利償還金が累増したこと、加えて人件費の増加、資材の高騰等このままでは、ますます赤字が増えるため、経営のたてなおしをはかるうえからも、水道事業の独立採算性のたてまえから、止むを得ず水道料金の値上げをいたすことになりました。

## 水道料金表

用途別	基本	料金		料金	
		基本料金	超過料金	基本料金	超過料金
家庭用	基本	290	45	370	55
営業用	10	560	65	730	85
湯屋用	100	2,500	40	3,250	55
団体用	10	550	65	720	85
工業用	50	1,960	55	2,550	75
観賞用	10	600	90	780	120
臨時用	1	70	—	90	—
プール用	100	2,500	40	3,250	55
定額制	1世帯	450	—	590	—
共用栓	1世帯	320	—	420	—

これによって、一般家庭用の水道料金は、二三・五%、総体で二七・四%の値

上げとなるわけで、諸物価の値上げでいろいろな社会問題化している現状のなかで、市民の皆様には大変ご迷惑をおかけすることと思いますが、なにとぞご理解、ご協力をお願いいたします。

## くらしと水

水は広い範囲に使われています。わたくしたちが毎日なにげなく使っている水も、ちょっと目をむけると、朝起きてから夜寝るまでのあいだ、たえず水ともにもすごしていることにお気づきだと思えます。

飲料水をはじめ、洗面やすい事、洗たく、掃除、おふる、水洗トイレ等と水は毎日のくらしに欠かすことができません。

このほか、工場、商店、病院、プール、火災現場でと、水はわたくしたちの生活と切りはなせないもので

あり、社会生活の潤滑油とも言いえるでしょう。

## 十八日から

### 市民緑化週間

緑のまちづくり推進のため、ことしから毎年この時期を「市民緑化週間」と定めました。

▽主催 市「花と緑と小鳥の市民連合」

▽期間 四月十八日～四月二十四日

期間中の行事は次のとおりです。

▽緑化まつり（苗木の展示即売、草花の種子、苗木の無料配布、緑化相談）

十八日～二十二日午前九

## 四九年度 市の稲作転換計画

### 売渡量は農家の希望で

ことしは休耕奨励補助金が打ち切りとなり、転作（普通転作、永年転作）と土地改良区で実施する通年施行が奨励補助金の対象となりますが、そのほかは対象とならないので転作復元をしてくださいます。

指示された今年度の稲作転換目標数量は

▽目標 千六百八十八トン（面積二〇五・六畓）

指示された事前売り渡し申し込み限度数量は

▽二万六千三百三十三トン（四三・八、五五〇俵）

市の米生産調整推進協議会は、今年度の稲作転換実施計画を次のように決めました。

▽稲作転換目標数量は昨年と同様、個人別に目標数量を指示しないことになり、希望する農家だけとする。

事前売り渡し申し込み限度数量は、農業者の希望数量とする。

今年度の奨励補助金は、基準反収、金額とも四十八年度と同じで、通年施行は

時から（市庁舎前おまつり広場）

▽庭木手入れ講習会 二十一日午後一時（産経会館四階）

▽草花と園芸相談 二十一日、二十一日（おまつり広場）

▽花と緑の交換会 二十一日（おまつり広場）

▽市民植樹祭 二十日午後二時から（錦町提防裏）

なお 市教育委員会は十七、十八の両日入学の記念樹に桜七百本、梅千二百本を配布するほか、「小鳥の森」づくりのため桜、梅などの苗木千四百本を無料配布します。

基準反収×六十八円、普通転作は基準反収×六十八円+五千円、永年転作は基準反収×六十八円+一万円。

ことし転換した農家に対する特別協力費は、市単位で八〇%以上一〇〇%以下であり、この範囲内の協力費はキロあたり九円五十銭です。

## 保険料の納期は四月末日

国民年金の保険料は、一月、二月、三月分が四月末日が納期限になっています。

とくに昨年四月分からことし三月分までの保険料は四月三十日を過ぎると市に納めることができなくなり、納めることができなくなり、希望する農家だけとする。

## 国保の助産葬祭費を引上げ

国保加入者の助産費は、これまで一万円でしたが、四月一日以降の出産分から二万円に引き上げられます。

また、葬祭費も四月一日以降の死亡分から三千円が五千円に引き上げられます。